

- 近年、生産請負の需要は増加傾向にあるが、**半導体・通信関係では、請負単価は低迷、自動車関係では、3年前からやや上昇傾向にある。**
- 契約期間は2ヶ月、1日あけ再契約するため、本人たちは継続していると思っている。
- **労働者は、20～30代が中心**であり、これには、日本人のフリーターも含まれる。学校の成績は悪くても、体力的な仕事を毎日やって気分転換して生きていける人でなければ続けられない。
- 生産請負で働く労働者の賃金率は、**体力的に低下する40歳以上では低下するのが普通であり、子どもの教育費が上昇するのに払いきれないケースが少なからずある。**
- 日系人も3世中心になり、**ブラジルの考え方や価値観の若者**が増えており、その意味でも質的な変化(「悪化」と呼ぶのは正しくない)がある。

- ブラジル人の有能な青年をリーダーにするが、リーダー手当が月2～3万円なので、面倒なリーダーの仕事をやりたいがらない。
- 可児市で大阪大学が調査した結果、240名の外国人児童生徒の40%は公立学校、26%はブラジル人学校、34%はその他の学校に通っているとのことであった。
- 日本の義務教育は硬直的すぎ、ブラジルとの間を一回行き来すると、子どもたちが、習熟度や学力に適した公立学校のクラスには編入できない。
- 15歳を過ぎても、働きながら学んだり訓練を受けたりする仕組みがないと、彼らに希望を与えることは難しい。

(資料2) 業務請負業界の動向を整理すると以下の通り。

○ 業務請負業者大手の情報では、この業界は、全国で2000～3000社に達し、100万人～150万人の請負社員が、主として、生産工程作業に従事しているという。このうち、20万人程度が外国人である(共同組合によれば、現在、需要は200万人分で、超過需要状態という)売上高は、7000億円から1兆円とされる。

○ 電気連合の実施した請負スタッフの調査によると、電気・電子関連企業の87%は請負従業員を受入れており、就業者の16%が請負従業員であった。

○ 最近、三重県亀山市で拡張が進んだ液晶工場や兵庫県尼崎市のプラズマTVの工場などでも、従業員の大半が業務請負の従業員であること。

(資料3) 外国人児童の不就学は、諸文献を踏まえれば、
実は、親の就労や家庭生活と深く関係していると考えられる。

第1に、親が雇用機会やより良い労働条件を求めて転職と移動を繰り返していることが大きい。学期途中で転校しなければならない子どもは、授業の理解が低下しやすいこと。

第2に、不慣れな転校生は、友だちができにくい、いじめにあったり、からかわれたりし、学校嫌いになり、学習が進まなくなること。

第3に、親が日本語を話さなかったり、仕事で夜遅くまで戻らなかったりすることが、子どもの日本語の上達を大きく阻害してしまう。教育が二の次になった親は、日本語に不得手であることも多いこと。

第4に、帰国するのか、日本に定住するのかが、いつまでもはっきりしないことが、学習の目的意識を低下させることは指摘されてきたこと。

第5に、外国人には義務教育が適用されない日本では、教育内容が外国人の子どもの存在を考慮して作成されておらず、外国人の子どもの教育指針もないこと。特に、書きことば中心、漢字中心、単語の暗記中心の科目では、外国人の子どもに多くのハンデー困難が非常に大きいこと。

◎ 更に見逃してはいけないのは「高校新卒者の替わり」として、外国人技能実習生が、職場の重要な存在でいる点である。

業務請負に対する規制強化は、技能実習生の増加をもたらす可能性もある。

外国人研修生の受入れは、原則として、事業所の常用労働者の5%以下という受入枠が設定されている。ただし、2年目に技能実習に移行することで、更に5%相当の外国人研修生を受け入れられる。その結果、最大で15%相当の労働力を、常時、外国人研修生と技能実習生で充足できる。

国際研修協力機構(JITCO)によれば、技能実習生と技能実習に移行する予定の外国人研修生は、2006年時点で13万人を超えたと推定される。景気拡大とともに、技能実習生の受け入れが急速に拡大すると、制度の濫用や不法残留などが増加するリスクが高まると懸念される。

3 グローバル戦略を超える視点

以下は、「グローバル戦略」を超えて進む上で、不可欠な視点である。今回の報告では詳細を論じられないので、項目を指摘するにとどめる。

- (1) 優秀な外国人を受入れる上で、賃金のみならず、生活のアメニティ(特に、アジア出身の技術・研究職の子どもの教育インフラ)も、重要な決定要因となっている。人の移動の経済分析においても、移動の決定要因として、賃金と生活インフラを導入したり、家計によるグローバルな意思決定を考慮するようになっている(OECD 2005、Douglas M. 2004)。
- (2) 外国に居住する外国人が、英語により、ST又は国際バカロレアの結果を利用して出願できるようにし、日本語の習得、学業から就職、帰国まで一環して支援するシステムを構築するほか、大学の授業の重要部分(例えば3割程度)を英語で開講するなど、優れた外国人留学生の獲得と、日本人学生の意欲向上と教育研究環境の活性化を進めるべきである(井口2006)。

- (3) 人材戦略を日本のみで考えるのではなく、東アジア域内で人材を開発する仕組みを拡充し、欧米に留学したアジア出身者が帰還できる受け皿づくりを積極的に支援すべきである（「人材開発・還流戦略」）。これは、東南アジアの「リバーズブレイン」計画が成功していないことに配慮したものである（井口2004）。
- (4) 経済連携協定を二国間交渉ベースで進める現在の方式は、「リクエストされた事項にオファーするだけ」の狭い視野からの交渉しか期待できない。東アジア全体の経済格差の是正、競争力強化、労働者の権利保護などを視野に入れ、地域全体の人材開発と移動の枠組を構想すべきである（井口2005）。
- (5) 現代のように、貿易や投資の自由化が進むと、古典的な「頭脳流出」現象は発生しにくく、「頭脳交流」や「頭脳循環」がテーマとなる。外国人労働者の「第一世代」のみならず「第二世代」を含めた新しい国際協力の考え方を提起すべき時期が来ている（Khadria 2005、EU 2005、井口2006）。
- (6) 地域・自治体レベルの外国人政策を、出入国管理に並ぶ第2の外国人政策と位置づけ、情報、権限及び財源面の強化を図るべきである〔規制改革民間開放推進会議2005〕。

4 外国人政策をめぐる重要な論点

(1) 専門的技術的外国人の受入れ の論点

○「専門・技術的労働者は受入れるが、いわゆる単純労働者は受け入れない」という政府の基本方針をどう考えるか。

1990年代前半、この基本方針は、日本の労働集約的な生産拠点の海外移転と、アジアにおける雁行形態型経済発展に整合的であり、UR交渉や海外研究者からは「日本モデル」として認知されていた。

しかも、不熟練労働者の受入れに一定の効果を持ち、外国人研修生や技能実習制度の拡大によって対処した結果、バブル崩壊後の失業情勢の悪化の際、外国人の失業の顕在化は小規模にとどまった。

しかし、1990年代後半、**中国の台頭と逆輸入の増大**が国内産業の基盤を揺るがし、先端分野までも海外移転する状況から、国内雇用に大きな影響を与えた。

また、1990年代後半から若年層人口の急激な減少と雇用の非正規化の下で、**地域・業種の需給ミスマッチ**が拡大した。

さらに、「**いわゆる単純労働者**」の範囲はあまりに広く、労働需給の動向に柔軟な対応ができなかった。しかも請負・派遣の分野で日系人就労が拡大した。

21世紀にはいり、**高齢化と人口減少の二重負担**を克服し、**アジア域内で競争力を維持し、日本国内で付加価値を生むための成長戦略**が重要となっている。

日本経済の成長力の回復とともに、国内における労働力の部門別移動配置を変化し、**需給ミスマッチは高水準となっている**。これに対処するには、若年者、女性、高齢者、障害者の雇用促進のみならず、**より広範な技術・技能を有する外国人の労働力を国内に確保**することが不可欠と考える。

○ 看護・介護分野の外国人労働者を、貿易上の比較優位の観点も踏まえて議論するとどうなるか。

これら市場は、(1)社会保険の適用がある、(2)サービス貿易の一部をなすという特徴がある。

- これらの市場では、そのサービス提供に対する支払の大きな割合は**社会保険**によって弁償される仕組みになっている。
- 社会保険は、基本的に賦課方式で受益と負担に一対一対応がないこと、自己負担率が介護保険が1割（健康保険は3割）を上限とすることから、国内のサービス提供者は、**国際的にみると高コスト**であっても、**海外にいるサービス提供者との競争力を維持している**と考える。

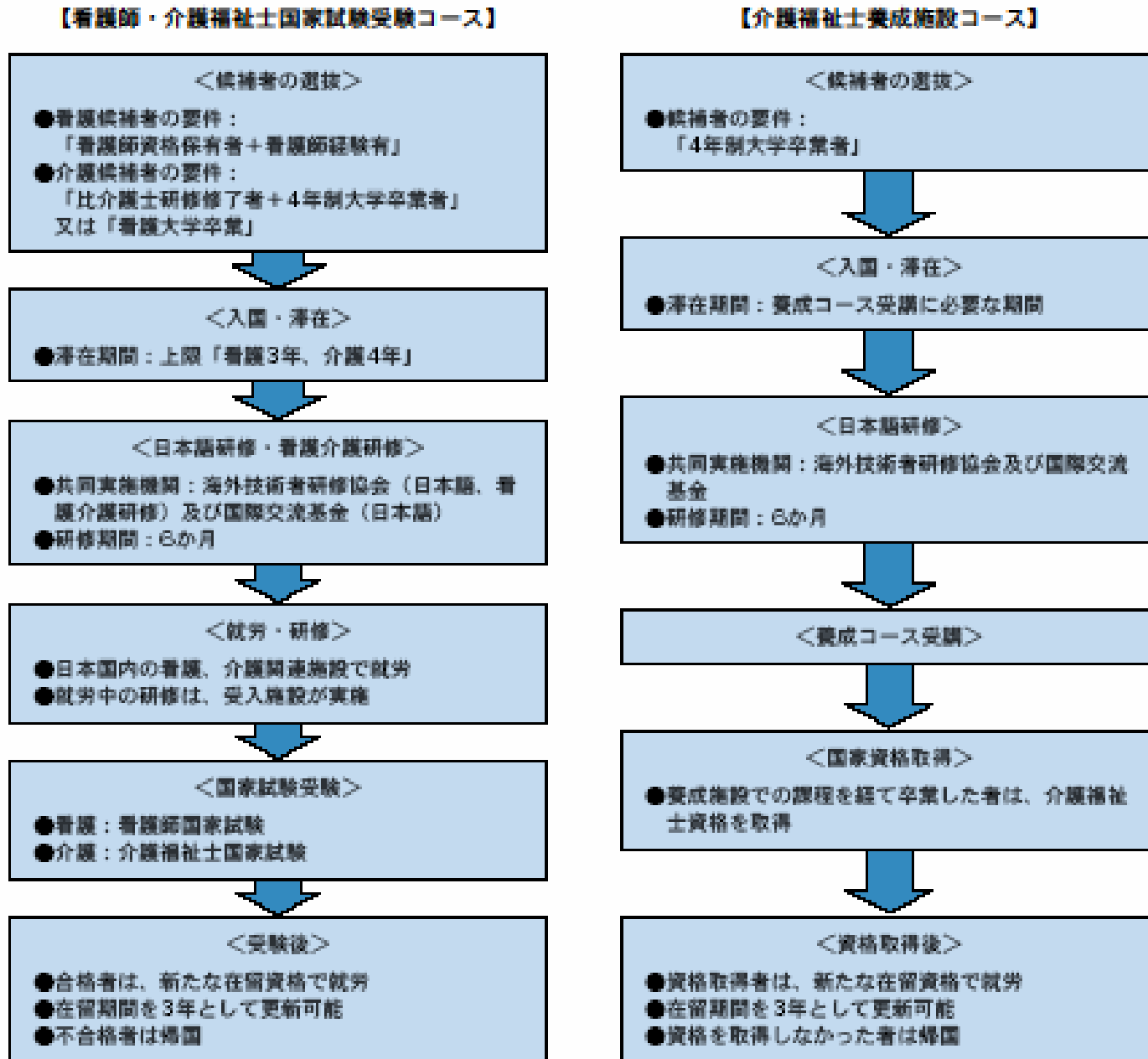
- 国際貿易論における「比較優位」の理論の適用検討する際に重要なのは、国内における財又はサービスの相対価格である。
- この場合、例えば介護サービスと自動車の相対価格を比較することになる。その際、介護サービスの費用が社会保険によって弁償されることによって、消費者が実際に払う介護サービス価格は低くなる。、介護サービス提供の比較優位は、自動車生産に対して表面的には維持されると考えられる。
- したがって、市場の動きによって「比較優位」が貫徹し、海外から介護(看護)サービスの輸入が増加すると考えることは難しい。

- アジアにおいて、日本人の高齢者相手に、介護〔医療〕サービスを提供する事業の例が、タイ、フィリピン及びインドネシアなどにみられる。しかし、日本の高齢者（消費者）が、老人医療や老人介護サービスを買うために海外に大量に出国して海外のサービスを買う（消費者の移動）するということにはならない。
- また、サービスのなかには、海外から遠隔的に購入（越境取引）することが可能な場合がある。しかし、**看護・介護サービス**では、ソフトウェアの輸出・輸入のように、サービスの生産と消費を内外で分離して行うことは困難である。
- なお、外国の事業者が国内で介護サービスを提供しようとする場合（商業拠点による提供）、**サービス提供者の法人格に対する規制**があるために、参入しにくくなっている（井口1997、井口2006）。

- また、外国人の看護・介護労働者は、WTO条約を含む国際条約及び国内の労働法における内国民待遇の適用を受けている以上、**国内市場において、日本人の看護・介護労働者よりも低賃金で労務を提供することはできない**ので、外国人労働者受け入れが、その面から競争力を発揮する事態は、先進国としては好ましいことではない。
- ただし、日本人と外国人の賃金が同じでも、日本語習得や資格取得などのコストを含めても、**人材開発のコストが日本人よりも低くなるなら、日本人を養成するよりも外国人を養成することになる**。
- この**人材開発コストをどこまで低減化できるかが、業界又は企業単位でどこまで可能かによって、外国人看護師や介護福祉士などの受け入れに対する需要が決まってくるはずである**。
- つまり、**日本人の若年労働者の人材開発コストが高く、定着率が低ければ、外国人労働者に対する需要が高まる関係が生じる(井口2004)**。

- 以上のように考えると、国内でサービス提供を行う外国人労働者に対する需要は、広い意味では、こうした人材開発コスト(受入れ要件及び一定期間の自国人の定着率を考慮)の内外格差によって決定されてくると考えることができる。
- もし、海外の人材開発の要件が厳しく、そのコストが非常に高くなる場合には、その分野においては、外国人労働者を大量に受け入れることにはならない。逆に、要件が厳しくとも、企業が効率的に人材育成を進めれば、その結果、外国人の人材受け入れの方が、日本人の育成より安くなる。
- 国が外国人熟練労働者の日本語や技術・技能水準、経験などの要件を設定した上で、積極的に人材開発に努力し、効果的に人材が開発できる企業や業界には、外国人労働者を受入れられる仕組みが好ましい。

第3-4-27図 日比EPAにおけるフィリピン人看護師・介護福祉士の受入スキーム



(出所) 日本政府・フィリピン政府「日フィリピン経済連携協定の大筋合意について（共同プレス発表）」。

- 現在専門・技術労働者と認められていない外国人労働者を受入れる際に、在留期間や在留資格取得要件等のあり方をどう考えるべきか。

現在、原則として大卒者以上(又はエンジニア・レベル)に限定されている外国人労働者の受入れの範囲を注意深く拡大する際に当たり、以下を考慮するよう提案している。

例えば、(1)高卒以上の一般教育を修了し、(2)高い日本語能力と一定の技能資格を有し、(3)日系企業などでの実務経験を持つ労働者などに広げ、短大・高専卒以上(又はテクニシャン・レベル)相当とし、日本での就労を認める。

このような制度改革は、基本的に、現在、受け入れの急増する外国人技能実習制度の適正化を優先するという側面をもっている。当初3年の技能実習修了後、一旦帰国し、これら要件を満たした場合、正規労働者として日本で就労を認める道を開き、将来、母国に戻ることによって、「人材の開発・還流」を少しずつ実現することが期待できる。

インドネシアが、経済連携協定交渉で、技能実習修了者の就労を要望しているが、新制度は特定国でなくアセアン又は東アジア全体に適用する制度として設計することが望ましい。

(2) 多文化共生社会推進に関する 論点

- 日本における生活者としての外国人問題を巡る現状は、どのような状況にあるのか。

「外国人集住都市」においては、外国人登録が実態を把握できていない、社会保険加入が低水準（高い年金保険料、健保セット加入及び低コスト競争の業務請負業などが背景）、地方税不払、多数の不就学の子どもの存在、進学率や就職率なども日本人と比べて低水準などが指摘されてきた。

これらは、縦割行政による現行法制の履行確保だけでは解決できない問題も少なくない。

関係自治体とNPOは、外国人の権利確保と義務履行を進め、外国人の子どもの教育支援や外国人の日本語教育に力をいれ、外国人住民の自立を支援するため、外国人自助組織の結成を支援するなど活動を実施している。

特に、外国人の子どもの問題は、実は、日本人の子どもの抱える問題と共通する点は少なくない。

不就学問題、親の不安定就業が子どもの進学機会を奪う問題、青年の非正規雇用(フリーター)の増大と将来への希望の喪失など、外国人ゆえに、問題が深刻化している。

即ち、外国人のこどもの直面するリスクは、日本人の子どものそれより数倍大きい。

このことを国民一般に理解してもらい、**外国人の子どもの問題解決は、日本人の子どもたちの問題解決に通じる道である**ことを訴える必要がある。

○ 欧州など諸外国では、生活者としての外国人問題にどのように取り組んできたか。

- 2001年9月11日にアメリカで発生した**同時多発テロ**の頃から、長年、欧州諸国が講じてきた**外国人の「統合政策」の実効性**について、深刻な反省がなされた。
- EU主要国は、(1)1970年代初めの石油危機の時期から、**域外外国人の受入れに対し規制的な政策**を堅持してきた。しかし、それに加え、(2)**1980年代以降、長期に滞在する域外外国人の受入国への統合を法的権利の強化を通じて促進**しました。(3)1990年代以降は、**例外的な受入れ枠を拡大しつつ、域外からの労働力の送出圧力を経済協力によって緩和する政策**をとってきた。

- 域外出身の外国人の第2世代や第3世代が増加するなかで、域外出身外国人と域内市民には、言語能力や教育水準などの格差があり、それが、就業率や失業率などに反映している。

第3世代になっても、格差が是正されないどころか拡大することは、これらの人々を「原理主義」に駆り立てる可能性もある。また、治安の悪化に関する懸念と同時に、各国で外国人排斥や人種差別的な動きが高まることも憂慮される。

欧州でも、ドイツ、オーストリア、オランダなどで、外国人が長期滞在を希望する場合、一定水準以上の受入国言語の習得を課す動きが広がった。

共通の言語こそ、異なる文化に属する集団が相互にわかり合うための唯一の手段であり、これがなければ、社会は細かい民族や宗教による集団に分裂してしまうからだと説明されている。

- オランダの「ヴァンゴッホ(暗殺)事件」後、リタ・フェルドンク移民・統合大臣は、次のように語っている。

「長い間、私たちの国には多文化社会が存在し、たやすく相互理解ができると言ってきたが、あまりにも単純に人々が共存できると思い込んできた」

- 外国人の「統合政策」は、国の施策とされていても、実施を地方自治体に委ねる場合がほとんどである。このうち、イタリアをはじめ南欧諸国では、こうした政策の実施にあたり、自治体よりもカリタスなど非政府組織(NGO)への依存が高いのが特徴である。

表2 EU主要国における域内・外国市民の就業率と失業率
(2002年) (%)

	就業率		失業率	
	域内国市民	域外国市民	域内国市民	域外国市民
ベルギー	60.6	30.7	6.3	33.5
デンマーク	77.2	49.8	4.2	13.0
フランス	63.9	43.2	8.1	24.9
ドイツ	66.5	51.2	8.1	16.9
アイルランド	65.1	58.2	4.3	-
ルクセンブルク	64.0	57.1	2.3	-
オランダ	75.3	48.6	2.5	5.7
ポルトガル	68.5	76.1	4.7	-
スウェーデン	74.9	49.9	4.8	15.0
イギリス	72.1	57.3	4.9	10.0
(参考)日本			5.4	

資料出所：(EU)欧州統計局、(日本)総務省統計局
注) 就業率は15～64歳人口に占める就業者数。

第8表 統合プログラムの特徴

		ドイツ	フランス	オランダ
政策の名称		統合コース	受入統合契約	統合プログラム
開始年		2005年	2005年	1998年
主管官庁		移民難民庁	人口移民省	法務省
対象者と 受講の 義務付け	既存の外国人	受講奨励	なし	受講奨励
	新規の外国人	受講義務	受講義務	受講義務
教育の内容・時間		語学 600時間	語学 300-500時間	語学
		オリエンテーション 30時間	市民化教育	市民化教育
実施体制		○認定校 1,600 ○語学学校中心、小都市での 市民大学	《監督・調整機関》 受入プラットフォーム(全国29ヵ所) 《委託先の教育機関》 民間教育機関	《監督・調整機関》 GWI(就労・所得センター) 《同センターからの委託先教育 機関》地域教育センター
費用 (年間)		総予算(05年度) 2.6億ユーロ	総費用(05年度) 6,000万ユーロ	○旧移民 6,000ユーロ/人 ○新移民 7,000ユーロ/人

**Ministère de l'emploi,
du travail
et de la cohésion sociale**

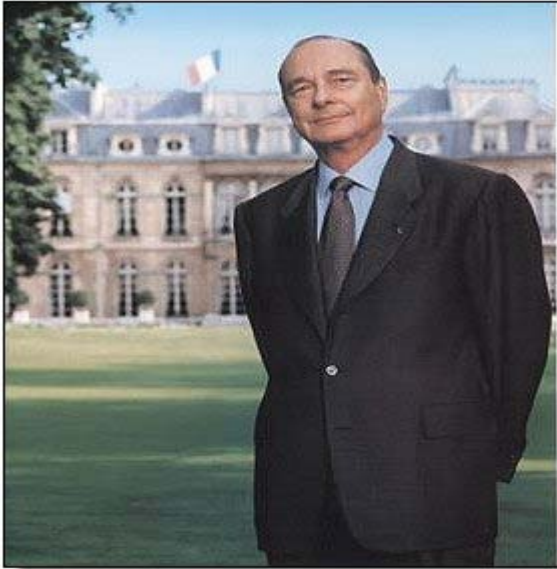


**Haut Conseil
à l'intégration**

A large French flag waving against a blue sky with white clouds. The flag is the central focus of the image, with its three vertical stripes of blue, white, and red clearly visible. The text is overlaid on the flag.

Le contrat d'accueil et d'intégration

Formation civique



Le président de la République

Jacques CHIRAC

depuis le 17 mai 1995

réélu en 2002

Le président de la République
est élu au suffrage universel
tous les 5 ans.

Le Premier Ministre et son gouvernement
sont solidaires et responsables devant le Parlement.

Les Présidents de la Vè République



Charles de Gaulle
1959 - 1969



Georges Pompidou
1969 - 1974



Valéry Giscard d'Estaing
1974 - 1981



François Mitterrand
1981 - 1995

- ・外国人政策には、「同化 (assimilation)」と「多文化主義 (multiculturalism)」という理念が存在し、相互に対極にあるとされてきた。

- ・「同化」の考え方は、最近では、外国人が**受入国に一方的に適応**しなければならないという否定的なニュアンスで語られることが多いし、そのこと自体が現実的でない。

しかし、外国人に受入国で平等な権利を保障し、社会的な一体感を持たせる点では、**アメリカなどの定住移民受入れにおいて、基本的な理念モデル**となってきた。

- これに対し、「**多文化主義**」は、外国人が、もともと有するアイデンティティを尊重することを基本とする。その典型は、カナダやオーストラリアであって、多様な国々からの外国人を受入れる国の理念モデルとして重要な位置を占めてきた。
- しかし、「**多文化主義**」の下でも、受入国の一定の国是や規範を受入れ、外国人が、それに自分を適合させることは不可欠であるとすれば、「多文化主義」も、完全な実現は困難な理念といわざるを得ない。

- 欧州委員会は、外国人政策に関し、「同化」と「多文化主義」に関する果てしのない理想的論争を避け、外国人と受入国の双方が歩み寄ることにより、外国人の権利と義務を保障し、その社会参加を実現していくことを提唱し、そのための政策を「統合 (integration) 政策」と呼んでいる。

それは、外国人が社会の底辺に落ちていくことを防止するという意味の「非縁辺化 (demarginalization)」に近い概念である。

- もちろん、2004年5月に25ヶ国に拡大したEU内部でも、国によって外国人政策の考え方は異なっているが、EUが欧州共通移民政策を推進するに当たり、「統合政策」はEU各国が共有すべき理念となっている。

- 2004年8月に刊行されたEUの「統合ハンドブック」には、次のように書かれている。

「外国人の統合は、社会の一体性を維持し経済発展を実現する上で、不可欠である。外国人が、自分も社会の一員なのだと感じることができるよう、私たちは、外国人を公平に扱い、社会に参加するために正当な方法を行行使することができるのだということを保障しなければならない。統合は、持続的で、双方向的なプロセスであって、それは、外国人と受入れ社会の相互の権利と義務に基礎をおいている。」

・具体的には、

(1)言語教育や導入教育の強化、

(2)行政サービスへのアクセスの確保、

(3)雇用機会確保及び労働条件・社会保障、教育などの内外人平等など

が欠かせない要素とされる。

表7 主要欧州諸国における外国人施策の予算規模

国名	名称 (財源)	予算額 (年)
デンマーク(2002年)	統合プログラム (難民及び移民) (国)	4億9300万ユーロ
ドイツ(2005年から)	統合コース (連邦のみ)	1億6900万ユーロ
ギリシャ (2003年)	統合のための新行動計画(国)	6500万ユーロ
イタリア(2002年)	特別統合基金(国・地方)	4200万ユーロ
オランダ(2002年)	新規入国者向け統合予算 (国) 既住者向け統合予算(国)	1億6500万ユーロ 1億 ユーロ
スウェーデン(2002年)	難民及び新規移民受入れ(国)	2億1900万ユーロ

資料出所: 欧州委員会(2003)なお、1ユーロは約132円(2005年6月半ば現在)

○ 社会的費用の負担のあり方を巡る問題とは何であろうか。

外国人労働力を受け入れる企業が、これに伴い地域・自治体の負担する様々なコストを負担していない問題について、外国人雇用税の議論がある。

しかし、それによって内外人平等が実質的に確保されるならともかく、外国人雇用に税金をかけること自体が非常に差別的な印象を与える。

このため、企業が得た利益のなかから、法人税や法人事業税などを納税することが基本であるが、地域の自治体やNPOに対する企業からの寄付を促進するため、税制上の支援策を拡大することが非常に重要と考えられる。

5 地域・自治体の外国人政策の 基盤整備

外国人政策転換のための最初のステップは、受入れの拡大でなく、外国人自身に権利・義務を履行してもらい、多様な文化的背景を有する外国人と日本人との共生を実現し、外国人の第二世代を含めて、日本社会における自立をいかに促進するかという点に集中すべきだと考えられる。

そこで、当面の規制改革のステップは、次のような2段階で進めることを提案する。

第1は、国の「出入国管理政策」に並ぶ外国人政策の第2の柱として「地域・自治体レベルの外国人政策」を位置づけ、国と自治体が連携して対処できる省庁横断的「制度的インフラ」を速やかに整備することである。

こうした制度的インフラのうえに、例えば、日系人の滞在や就労が増加している外国人集住都市（例えば、静岡県浜松市、愛知県豊田市・豊橋市、三重県四日市市、群馬県太田市など）などが、地域のNPOなどの協力を得て進めている「多文化共生社会」を目指した外国人施策を支援・強化することが可能になる。

現状では、出入国管理、雇用、社会保障、教育、税務などの国の行政は、地域でも「縦割り」で、市町村など自治体は、出入国、雇用、社会保険、税務等のデータにアクセスできない。

また、市町村は、外国人に外国人登録証を交付する権限を持つだけで、外国人の居住実態の把握も困難で、社会保険の加入徹底や徴税、子どもの就学主導などを行う権限もない。

その背景には、外国人の雇用場所が変化し、雇用状況が把握できない問題がある。

「制度的インフラ」の第1は、(1)外国人の就労状況を把握する仕組みを導入することである。

そこで、外国人を雇用する際の在留資格確認義務を導入し、企業から報告を義務化し、企業と労働者の権利と義務を明確にし、併せ権利救済の仕組みを規定する「外国人雇用法」が構想できる。これら措置を、ばらばらに関係法令の改正で実現するのは不可能である。

これに「加え、(2)外国人住民に関する基礎的な情報を、個人情報保護に十分配慮しつつ「共用データベース」化し、自治体も外国人政策のデータベースを活用できるようにすることが重要である。

関係行政に対しては、その有するデータの一部を「共用データベース」にインプットすることを義務付け、関係行政は、十分なデータ保護の仕組みのなかで、そのプールするデータへのアクセスを認める。これを活用すれば、社会保険加入、納税、義務教育などの義務を怠った外国人に対して、在留資格の更新又は延長の際、このシステムを活用して改善を求め、効率的に問題を解決することが可能になる。

2006年4月の総務省「多文化共生の推進に関する研究会」報告は、多文化共生を「国籍や民族などの違う人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している。

また、多文化共生施策とは、(1)コミュニケーション支援、(2)生活支援、(3)多文化共生の地域づくり、(4)多文化共生施策の推進体制の整備の4つからなる。

都道府県や政令指定都市は、「多文化共生プログラム」の具体化を総務省から要請された。

しかし、多文化共生は、自治体の講じる措置だけで実現できるものではない。外国人の権利と義務を保障し、外国人の自立と開かれた外国人コミュニティの育成を支援する必要がある。そのためには、前述のように、自治体の政策を外国人政策の第2の柱と位置づけ、「制度的インフラ」を構築することが不可欠であり、財政支出及び税制面からも条件を整備する必要がある。

6 結論

以上で議論したように、わが国の人材受入れを拡充するための方策として、以下のことを提案する。

- (1) 東アジアの経済連携協定においては、二国間協定の欠陥を克服し、域内格差の是正と人材開発、円滑な域内移動、欧米からの人材の還流を目指し、「人材開発・還流戦略」を具体化すべきである。

- (2) 出入国管理とならんで**市町村自治体の実施する外国人政策を、外国人政策の第2の柱**と位置づけ、省庁横断的な**外国人雇用法や「外国人共用データベース」などの制度的インフラを整備**することが、外国人人材の受入れの前提とならねばならない。
- (3) こうした制度的なインフラ整備の上に、一方で、**自治体の多文化共生政策を支援し、他方で、専門的技術的労働者と看做されていない分野の外国人に、受入れ範囲を慎重に拡大**することが望ましい。

受入れ範囲に関しては、今後一層の企業の海外展開にもかかわらず、わが国国内の生産拠点の技術・技能水準を維持するため、**業務請負・派遣への過度の依存を改めつつ、技能実習修了者をはじめ日本語能力と一定の技能資格を有する外国人技能者の正規就労を早期に実現**すべきである。

主要参照文献

- Commission of the European Communities(2005), *Policy Plan on Legal Migration*, COM(2005) 669 final
- Commission of the European Communities(2004a), *Green paper on an EU approach to managing economic migration*, Brussels COM(2004)811 final
- Commission of the European Communities(2004b) *Guidebook for Integration*, 2004
- Commission of the European Communities(2003a), *Immigration, Integration and Employment*, Brussels
- OECD(2006) *International Migration Outlook2005* Paris
- OECD(2005a) *Trends in International Migration2004* Paris
- OECD(2005b) *Migration for Employment*, Paris
- UNESCO Institute of Statistics, Fact Sheet “Tertiary Students Abroad: Learning Without Borders”, Updated November 2005
- 井口 泰(2006a)「外国人人材の受け入れ問題－正念場を迎える改革論議-」『ESP』31～35ページ
- 井口 泰[2,006b]「人口減少と外国人労働者問題」日本経済研究センター会報(2006年6月号) 60～63ページ
- 井口 泰(2006c)「日系人労働者-地位向上のための環境整備を急げ」『週刊エコノミスト』(2006年7月4日特大号)45～47ページ
- 井口 泰(2005b)「外国人労働者:政策転換の展望と制度整備の課題」『月刊NIR 政策研究』May2005、Vol18,No.5,17~23ページ
- 井口 泰(2005c)「諸外国の外国人政策と地方自治体の対応」(財)全国市町村国際文化研修所『国際文化研修』第48号
- 井口 泰(2005d)「東アジアの人材開発・還流戦略の具体化を」日本経済研究センター『東アジア経済統合に向けた日本の優先戦略分野』71-89ページ
- 井口 泰(2005e)「欧州統合と移民・外国人労働者政策—政策転換の展望—」政治経済学・経済史学会『歴史と経済』第187号(XLVII-3)(2005年4月)
- 井口 泰(2001)『外国人労働者新時代』ちくま新書

なお、政府・政党関係の文献は本文参照。また、本文で引用したものについては、後日、文献を補足掲載します。